

特例一時金は3月30日に支給!! 特殊勤務手当は3月分給与から支給開始!!

2月22日に開催した病院長交渉において、コロナ関連手当として特殊勤務手当と特例一時金の支給が学長裁定で決定したことは組合ニュース No. 10 (2021年3月3日付)でお知らせしました。しかし、支給対象者や支給日等が明らかになっていなかったため、組合は病院側へ詳細が決まった時点の情報提供を要望していました。

3月17日に病院側より詳細について説明を受けましたので報告いたします。

特殊勤務手当支給対象について

1月28日の学長裁定では「必要な事項は、病院長が定める」とされていたため、支給対象者を明確にするために調査が行なわれました。1月と2月の業務実績を精査した上で直接新型コロナウイルスの感染者に対応した職員には3月17日の給与日に手当が支給されています。3月の業務実績分と1月と2月の業務実績において追加対象となった分については4月16日の給与日に手当が支給されます。病院長交渉で組合はPCR検査を行なう職員や感染者から採取された喀痰、咽頭ぬぐい液等を取り扱う職員についてもリスクの高さから支給対象とするよう要望していましたが、今回対象となりました。また、情報提供の際に、新たに組合から病理部にも喀痰を扱った職員がいたことを指摘したところ、すぐに調査するとのことでした。

組合からの要求を受け入れ、外来診療受付終了時間を見直しの方向へ!!

組合の要求に対し病院長交渉で病院長が「2020年度内に制度化する」と発言されたその後の進捗状況を問い合わせました。すでに、病院運営審議会において「外来受付終了時間を16時までとする方向」であることが明らかになりました。着実に見直しに向けて進むことで組合の要求が実現しつつあります。

しかし、「既に入っている予約もあるため、具体的には決まっていない」ということですので、今後も見直しに向けた具体的な進捗状況に注視していくことを伝え、今後も病院側に情報提供を求めました。

新規採用者への組合員拡大の取り組みにご協力を!!

新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月1日の病院のオリエンテーションが中止となり、例年行なっている組合の説明会と歓迎パーティーも中止することになりました。

そこで、4月1日に配布する新規採用者宛の組合説明資料を職場委員の皆様へ新規お送りします。新規採用者へお渡ししていただき組合をご紹介しますようお願いいたします。

また、新規採用者全員に歓迎の意味を込め、お取り寄せスイーツを組合事務所にて配布いたします。先輩組合員の皆様よりお声掛けいただき、組合事務所の場所の確認、可能であれば同行して組合事務所までのご案内をお願いいたします。

組合員全員一丸となって一人でも多くの方に組合にご加入いただき、一緒に働きやすい職場づくりをめざしましょう。

スイーツ配布期間 2021年4月1日(木)～9日(金) 10時～18時
配布場所 組合事務所

3月30日に特例一時金が支給されます

新型コロナウイルス感染症対応特例一時金の支給について、2月22日の政策調整会議にて了承され2月25日付で学長裁定が出されました。これを受けて、3月10日の病院運営審議会に報告し、3月30日に病院に勤務する教職員で支給要件を満たす方に支給することになったとの説明を受けました。すでに、3月23日に病院長名の文書で学長裁定にある「病院長が別に定める」ことになっている「実施についての必要な事項」が通知されています。

支給対象などの詳細は下記の学長裁定でご確認ください。

21.3.17 	
新型コロナウイルス感染症対応特例一時金の支給について	
令和3年2月25日 学長裁定	
職員(国立大学法人熊本大学職員就業規則第2条各号に規定する職員をいう。以下同じ。)が、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)に対応するために熊本大学病院(以下「病院」という。)が指定する業務に従事したときは、次のとおり特例一時金を支給する。	
1 支給対象	令和3年1月1日から令和3年2月28日の間に、病院が指定する勤務場所(※1)において、新型コロナ対応業務(※2)を行った職員であり、令和3年3月1日に現に在職している職員(※3)
	(※1) 病院の建物内及び病院の命令により新型コロナ対応を行うために業務を行う医療機関・宿泊療養施設等を指す。
	(※2) 治療への直接的な関与だけでなく、院内感染・クラスター防止の取組みへの関与も含む 休暇、休職、育児休業等、研修医(出向)により、対象期間中に対応業務実績がない者を除く。
	(※3) 3月1日現在、本学との雇用契約がある職員(*)で、医療従事者のほか、事務職員等も含む。事務職員等については、実際の主たる勤務場所が病院の建物以外(臨床研究棟等)である場合は、支給対象外とする。 事業目的が定められた外部資金雇用者については、支給対象外となることがある。 (*)非常勤診療医師を除く。
2 支給額	特例一時金の額は、50,000円とする
3 支給日	特例一時金の支給日は、令和3年3月30日とする。
4 適用日	この裁定は、令和3年2月25日から適用する。
5 その他	この裁定の実施について必要な事項は、病院長が別に定める。

組合ニュース	No. 13	熊本大学教職員組合医学部支部	
	2021.3.29	内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp	